

猪名川町公用車広告掲載取扱要領

要 領 第 7 8 号

令和6年6月13日

(趣旨)

第1条 この要領は、猪名川町（以下「町」という。）が所有する公用車に掲載する広告について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 町の公用車への広告の掲載は、町の財源確保及び民間企業等との協働による地域経済の活性化を目指すことを目的として行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第3条 公用車への広告の掲載申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、猪名川町公用車広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、次の各号に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 掲出する広告案（縦45cm×横60cmの範囲に掲載する内容で、うち広告下部に縦4cm×横38cm以上の大きさの黒字のゴシック体で「猪名川町公用車有料広告掲載事業」と申込者の費用及び責により記載されたもの）
- (2) 申込者及び広告主の業務内容等が分かるもの
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 納税証明書（町内事業者等は町税が未納でないことの証明書、町外事業者等は国税が未納でないことの証明書）
- (5) 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3箇月以内のもの）

2 前項の申込書提出締切りは、公用車への掲載希望日より30日前とする。

(広告掲載の範囲)

第4条 公用車に掲載できる広告は、町の公用車としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、かつ、住民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (2) 法令等の規定に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

- (3) 町の業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - (4) 町の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - (5) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (6) 特定の政党又は政治団体の利益になると認められるもの
 - (7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
 - (8) 人権侵害や差別を助長するおそれのあるもの
 - (9) 交通事故の誘発その他交通の安全を阻害するおそれのあるもの
 - (10) 色彩やデザインが美観を損なうおそれのあるもの
 - (11) その他町長が掲載する広告として適当でないと認めるもの
- 2 申込者及び広告主は、次の各号の全てを満たすものでなければならない。
- (1) 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24年条例第7号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員、同条第6号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - (2) 兵庫県屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）に違反していないこと。
 - (3) 税金の滞納がないこと（町内事業者等は町税を滞納していないこと、町外事業者等は国税を滞納していないこと。）。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。
- （広告の掲載方法）
- 第5条 公用車の車体への広告の掲載方法は、剥離が可能なあらかじめ広告を印刷した粘着フィルム（マグネット式を含む。）の貼付によるものとし、車体への直接塗装は行わないこととする。
- 2 前項の粘着フィルム等は、広告掲載期間中における車体からの剥離及び広告撤去時における車体への損傷を生じさせないものとする。
- 3 掲出する広告の作成、公用車への掲出及び撤去作業は申込者の責任において行い、その費用は申込者の負担とする。
- 4 掲出された広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、申込者の責任において原状回復するものとする。
- 5 第三者による広告のき損、盗難、遺失等については、町の責に帰すべきことが明らか

な場合を除き、町はその責任を負わない。この場合、申込者の負担において、再度、広告を作成し掲出できるものとする。

- 6 第3項の掲出及び撤去作業を行う日時等については、町と協議を行い許可を得た日に、業務に支障がないよう行うものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置及び掲載料金は、別表に掲げるものとする。

(掲載の期間)

第7条 掲載の期間は、1箇月を単位とし、最長で掲載開始日の属する年度の末日までとする。

(広告の修復)

第8条 公用車に広告を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告がき損し、又は破損したときは、町長が経費を負担して修復を行うものとする。

- 2 経年に起因する広告の色あせなどの劣化については、町長が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(広告掲載の募集)

第9条 広告掲載の募集は随時募集で、先着順とする。ただし、掲載希望者が募集枠に満たないときは、企業等に対し広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載決定等)

第10条 町長は、第3条の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、猪名川町公用車広告掲載許可（不許可）決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

- 2 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に広告の修正を求めることができる。

(広告掲載料金の納入)

第11条 広告掲載決定後、申込者は、町の発行する納付書により町長が指定する期日までに掲載料金を一括して前納しなければならない。

(広告掲載料金の還付)

第12条 広告掲載料金の還付は行わない。また、広告掲載車両の車検、修繕等に係る期間についての還付も行わない。ただし、その他町の都合により広告の掲載ができなくなった場合については、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料金には、利子を付さない。

(広告掲載許可の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、申込者への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料金の納付がないとき。
- (2) 第10条第2項の規定による広告内容等の変更指示に従わないとき。
- (3) 申込者又は広告主が町の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (4) 申込者又は広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 広告内容に虚偽の記載があったとき。
- (7) その他公用車への広告掲載が適当でないと町長が判断したとき。

(申込者の責任)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表 (第6関係)

区 分	規 格	掲載位置	掲載料金 (税込)
公用車の種類にかかわらず車両1台当たり	縦45cm×横60cm (うち広告下部に縦4cm×横38cm以上の大きさの黒字のゴシック体で「猪名川町公用車有料広告掲載事業」と広告申込者の費用及び責により記載されたもの)	両側面	2,000円/月 (消費税相当額を含む。) ※町の発行する納付書により町長が指定する期日までに掲載料金を一括して前納しなければならない。

様式第 1 号（第 3 条関係）

猪名川町公用車広告掲載申込書

年 月 日

猪名川町長 様

会社・団体名

代表者名

住所（所在地）

電話番号

猪名川町公用車広告掲載取扱要領第 3 条の規定により、次のとおり申込みます。

記

業種、取扱商品 又はサービス等	
申込台数	台
希望掲載期間	年 月 から 年 月 まで（ か月）
広告の規格	縦 4 5 c m × 横 6 0 c m（粘着フィルム・マグネットシート）
担当者名	電話番号 — —
添付書類等 ・ 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後 3 箇月以内のもの） ・ 誓約書（様式第 2 号） ・ 納税証明書（町内事業者等は町税が未納でないことの証明書、町外事業者等は国税が未納でないことの証明書） ・ 事業所（会社）概要 ・ 広告原稿案	
備考	・ 申込みにあたっては、猪名川町公用車広告掲載取扱要領の内容を順守すること。

様式第2号（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

猪名川町長 様

会社・団体名

代表者名

住所(所在地)

電話番号

担当者名

携帯

猪名川町公用車広告掲載取扱要領第3条の規定により、広告掲出を申し込むに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 猪名川町暴力団排除に関する条例（平成24条例第7号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員、同条第6号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 2 兵庫県屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）に違反していないこと。
- 3 町内事業者等は町税を滞納していないこと、町外事業者等は国税を滞納していないこと。
- 4 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中でないこと。
- 5 上記1から4に違反したときは、広告掲出を中止することに同意し、異議を唱えないこと。

様式第3号（第10条関係）

猪名川町公用車広告掲載許可（不許可）決定通知書

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、猪名川町公用車広告掲載取扱要領第10条の規定により通知します。

記

1 決定区分

許可 不許可

2 広告の掲載許可期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 広告の掲載料金

金 円

4 納付期限

年 月 日